

「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画(中間案)」に対する意見提出  
 手続き(パブリックコメント)の結果と御意見・御提案に対する宮城県の考え方

1 第2章

【歯科口腔保健推進の方向性】

NO	御意見・御提言の内容(要旨)	件	宮城県の考え方
1	薬物や治療的対処のみでなく、予防的取組として、「歯みがきや食生活の充実のための環境整備」の強化の方針を盛り込むなど、予防のための社会システム構築の方向性を打ち出すべき。	1	予防的取組の環境整備については、関係機関と連携し、引き続き進めて参ります。
2	各論項目5を設け、「学校、職場の歯みがき手洗い場設置基準拡充」や「食生活への影響力大の広告等のリスク表記・表現規制の拡充」を掲げる。	1	本章には明記しませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

1 乳幼児期、学童期・思春期の対策の重点化

NO	御意見・御提言の内容(要旨)	件	宮城県の考え方
3	フッ化物応用は成果以外に危険性や弊害もあり、危機管理対策や急性期症状の説明不足などインフォームドコンセントの不備もある。成果のみを一方向的に記載しており、「フッ化物洗口事業」の文言は削除すべき。	2	むし歯予防は複合的に進めることが効果的であることから、以下のとおり修正しました。引き続き、歯科保健対策を総合的に実施して参ります。  「～妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査の実施や歯みがき等の適切な生活習慣の確立を支援する保健指導体制の強化と併せて、フッ化物～」  (P6に記載。)

## 2 第3章

### 1 妊娠期・幼児期

NO	御意見・御提言の内容（要旨）	件	宮城県の考え方
4	<p>フッ化物応用の安全性とその効果について、反対意見もあり、実施については、慎重であるべきである。また、フッ素の毒性や副作用について十分知らされていない。フッ化物洗口実施に関する説明と同意が不十分ではないか。</p>	29	<p>むし歯予防のためのフッ化物応用については、国内外の専門機関・専門団体が有用性と安全性を認めております。</p> <p>厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」では、4歳児から14歳児までの間に実施することが望ましいとされており、実施にあたり、フッ化物洗口法とフッ化物配合歯磨剤等の他のフッ化物応用を併用しても問題はないとされています。</p> <p>実施にあたっては、関係機関と連携し、安全管理に十分配慮した上で、保護者に対しては十分な説明を行い、実施希望も踏まえ同意を得て実施しており、今後も同様に行って参ります。</p> <p style="text-align: right;">(P14, 15, 19 に記載。)</p>
5	<p>フッ化物を6歳未満の幼児にWHOが禁忌としていることから、危険性があるのではないかと。また、WHOの条件に日本は当てはまらないとしてきたが、昨今の練り歯磨きや歯みがき回数など他のフッ化物応用が加わっており日本も当てはまるのではないかと。</p>	4	<p>厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」では、4歳児から14歳児までの間に実施することが望ましいとされており、実施にあたり、フッ化物洗口法とフッ化物配合歯磨剤等の他のフッ化物応用を併用しても問題はないとされています。</p> <p>これに基づき行っている県の実施方法では、危険性がないものと判断しております。引き続き、丁寧に説明の上、実施して参ります。</p>
6	<p>フッ化物の使用は医療の無資格者が行うべきではない。必要があれば歯科医師に相談し、納得の上実施すべきではないかと。</p>	15	<p>フッ化物応用のうち、フッ化物塗布については、かかりつけ歯科医の管理のもと、定期的な歯科健康診査や保健指導を受ける中で医療機関が行っております。</p> <p>フッ化物洗口については、保健管理の一環として、適切な安全管理のもと、適正な方法でフッ化物を溶解、希釈する行為は、医薬品医療機器等法、薬剤師法に抵触することはないと判断しております。</p> <p>実施にあたっては、歯科医師等と連携して安全管理を行い、保護者に対し十分な説明を行い、同意を得た上で実施しております。今後も、引き続き、適切に実施して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(P15, 19 に記載。)</p>

NO	御意見・御提言の内容（要旨）	件	宮城県の考え方
7	集団でフッ化物洗口事業をするよりは、かかりつけ歯科医を決めて、小さい頃から個別指導を受けるようにすべきではないか。	1	かかりつけ歯科医の指導のもと、定期的に歯科健康診査・指導等を受けることが重要ですが、よりむし歯を減らす方策として有効であるフッ化物洗口も、個別指導と併せて実施することが有効であることから、引き続き、推進して参ります。  (P15 に記載。)
8	むし歯は確実に減少しているが、歯肉異常の子どもが増加しており、養育環境や生活習慣の見直し等、支援から改善すべきで、フッ化物洗口ではなくブラッシング指導である。歯みがきでも、むし歯予防の取組は十分ではないか	8	歯と口腔のケアの基本は、規則正しい食生活、正しい歯みがきの習慣であり、むし歯予防に有効とされているフッ化物洗口を併せて実施することが効果的であることから、引き続き、これら3つの取組を推進して参ります。  (P15 に記載。)

## 2 学童期・思春期

NO	御意見・御提言の内容（要旨）	件	宮城県の考え方
9	むし歯の多い子が全体の平均値を上げており、個別対応のほうが大事ではないか	1	むし歯の多い子に対しての個別指導については、適切な口腔ケアなどの指導を、引き続き実施して参ります。  (P14, 15 に記載。)
10	洗口場の整備については施設設備であり、学校でできることではなく、設置者（市町村）が行うもので、削除していただきたい。	1	「団体等に期待される取組」の市町村、市町村教育委員会の取組に、「洗口場の整備」についての記載があることから、学校の取組から削除しました。  学校 「歯みがき等が行いやすくなるよう、洗口場の整備や歯みがきをする時間の確保等に努める。」 市町村、市町村教育委員会 「洗口場、健康診査機器等の整備を図る。」  (P19 に記載。)
11	県が進めることの中に、フッ化物洗口について記載されていないのに、学校の期待される取組の中にフッ化物洗口推進の内容があるのはおかしい。	8	厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」に基づき、県では、幼児期を対象にモデル事業を実施しております。学童期については、一部の学校において実施されていることから、実施する場合の留意点等について記載しているものです。  (P19, 20 に記載。)
12	学校でも働き方改革で仕事の精度と適正化を求められており、集団フッ化物洗口はそれに反し、教職員に負担をかける取組である。	27	厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」に基づき実施する場合にあたっては、市町村や学校、歯科医師会等関係機関の理解のもと実施しており、今後も、引き続き関係者の協力を得て、進めて参ります。

NO	御意見・御提言の内容（要旨）	件	宮城県の考え方
13	県が取り組む1～8までの課題を、実質的に各自治体でやるのは難題。乳幼児、学童の虫歯対策に焦点をおいてみてはどうか。	1	ライフステージ毎にそれぞれ課題があり、全てのライフステージにわたる対策が必要であることから、乳幼児期、学童期の口腔保健対策を含めた4つの推進の方向性に基づいて、対策を実施して参ります。  (P6,7に記載。)

### 第3章各論

#### 3 青年期、

#### 4 壮年期

#### (5) 県が進めること

NO	御意見・御提言の内容（要旨）	件	宮城県の考え方
14	喫煙による歯周病リスクの広報が必要ではないか。	1	喫煙と歯周病には、科学的な因果関係が認められており、禁煙に関する啓発を歯周病予防の取組として、積極的に推進することが重要であることから、「県が進めること」として、以下の記載に基づき、推進して参ります。  「喫煙と歯周病等の関係等、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発を積極的に推進します。」  (P23に記載。)

### 第3章各論

#### 8 口腔保健支援センター

NO	御意見・御提言の内容（要旨）	件	宮城県の考え方
15	乳幼児期（特に3歳児）の新たな虫歯対策が必要。各自治体の取組にどんな違いがあるか情報交換が必要。	1	県内の歯科保健の課題解決に適切に対応していくには、市町村の取組状況の把握や関係機関との連携、情報交換が必要であることから、以下のとおり加筆しました。引き続き、情報の共有・連携に努めて参ります。  「事業への技術的支援を行い、保健所や市町村等の歯科保健担当者との検討の場を設けるとともに、好事例の収集と提供を行い、県内の歯科保健に関する情報の共有・連携に努めます。」  (P42に記載。)

#### 第4章計画の達成指標

NO	御意見・御提言の内容（要旨）	件	宮城県の考え方
16	<p>学童期・思春期の「フッ化物配合歯磨剤の使用割合」が高水準であり，他項目の目標値を達成することに重点を置くべき。</p>	1	<p>「フッ化物配合歯磨剤の使用割合」は高水準となっておりますが，現在の水準を維持していくことが必要であることから，目標値として，設定しました。</p> <p>他項目と併せて，効果的な取組推進を図って参ります。</p> <p style="text-align: right;">（P44 に記載。）</p>